

セーフティネット保証の認定申請に係るよくある問い合わせ

令和4年4月現在

Q 1 申請書は1枚でよいのか？

A 1 令和2年5月1日から、申請書は1枚のみで可能となりました。

Q 2 試算表ができていないのだが、どのようなものを提出すればよいのか。

A 2 売上台帳などの提出をお願いします。また、「上記内容に相違ない」旨の記述、署名捺印を付してください。請求書の控えなどでは受付できません。

Q 3 売上高の減少率の小数点以下の扱いはどうすればよいのか？

A 3 小数点第2位を切り捨てて記入して下さい。

例 19.99% ⇒ 19.9%

小数点第1位を四捨五入することはできません。

例 19.99% ⇒ 20% ✕不可

Q 4 前年中に個人から法人成りした。売り上げの比較はどうすればよいのか。

A 4 昨年の売上と比較するため、例え個人の時の売上であってもその際の売上を比較することとなります。

Q 5 認定書の発行はどれくらいの期間を要するのか。

A 5 申請書を受け付けた翌営業日の午後3時にお渡しできるよう発行します。

Q 6 金融機関の者が委任状を受けて申請するが、認定書は違う者が取りに行ってもよいのか。

A 6 本来であれば委任された金融機関の担当者本人が取りに来ていただくべきですが、金融機関においてもコロナウイルス感染症拡大防止のための交代勤務が実施されていることを鑑み、また事業者の円滑な資金繰り支援を図るため、申請者と同じ金融機関の支店の方であれば認定書をお渡しします。

Q 7 久御山町外に住んでいるが、町内に工場がある個人事業者はどの市町村に申請すべきか？

A 7 個人の場合は事業実体のある事業所の所在地での申請となります。なお、法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地のいずれにおい

でも申請することができますが、登記上の住所地に実態がない場合は、実態のある住所地での申請となります。

Q 8 久御山町内で主に事業を営んでいるが、町内で登記していない法人(または確定申告書に町内で営んでいることが記載されていない個人事業者)が申請する場合は何を用意すれば良いか？

A 8 法人における履歴事項全部証明書あるいは個人における確定申告書で町内の立地が確認できない場合は、下記の書類のご提出をお願いします。

法人

下記書類のうち、2種類以上のご提出をお願いします。

- 1 電気料金の領収書または検針票（※原則必須）
- 2 水道料金、電話料金、ガス料金の領収書または検針票
- 3 賃貸契約書
- 4 官公庁が発行している営業許可書（ただし、場所が記載されているものに限る。）
- 5 法人町民税の申告書の控え

ただし、1によって場所が記載されていない等で、町内に立地していることが確認できない場合は、1は不要で2～5のうち2種類以上の書類によって確認します。それによっても立地を立証することができない場合は、申請者の事情を考慮し、然るべき資料の提出を求めることとします。

個人

- 1 電気料金の領収書または検針票

1によって場所が記載されていない等で、町内に立地していることが確認できない場合、下記2～4の書類によって確認します。それによっても立地を立証することができない場合は、申請者の事情を考慮し、然るべき資料の提出を求めることとします。

- 2 水道料金、電話料金、ガス料金の領収書または検針票
- 3 賃貸契約書
- 4 官公庁が発行している営業許可書（ただし、場所が記載されているものに限る。）

Q 9-1 売上高等の減少要件について、新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過した後も、前年同期比で判断して良いか？

A 9-1 セーフティネット保証4号及び危機関連保証の認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高と比較することとしており、原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期(以下「前年等」という。)と比較することとなります。(下記例1参照)

しかしながら、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとなります。(下記例2参照)

なお、最近1か月の後2か月を含む3か月の前年等同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた後の期間に含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とします。(下記例3参照)

なお、5号認定も同様としますが、「最近3ヶ月」間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず、前年同期と比較することとなります。

例1 「感染症の影響を受けたのが令和2年6月の場合で、令和4年3月を直近1ヶ月とした場合」

令和3年3月を比較対象とすることは出来ません。よって、「令和4年3月実績」+「令和4年4月見込」+「令和4年5月見込」と「令和2年3月～5月実績」を比較することとなります。

例2 「感染症の影響を受けたのが令和3年7月の場合で、令和4年4月を直近1ヶ月とした場合」

影響を受ける前の月を過去の比較対象としなければいけません。よって「令和4年4月実績」+「令和4年5月見込」+「令和4年6月見込」と「令和3年4月～6月実績」を比較することとなります。

例3 「感染症の影響を受けたのが令和3年6月の場合で、令和4年4月を直近1ヶ月とした場合」

令和3年2月以降の月を実績の月として比較することは出来ません。よって「令和4年4月実績」+「令和4年5月見込」+「令和4年6月見込」と「令和3年4月実績」+「令和3年5月実績」+「令和2年6月実績」を比較することとなります。